

広島市条例第33号

令和7年6月26日

広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例

広島市児童福祉施設設備基準等条例（平成24年広島市条例第58号）
の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「第6条」を「第5条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。